

日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸出入安全推進協会

東京都大田区東海 3 丁目 8-2

TSKビル 3 階

電話 03(6412)9977

No.857

平成 28 年 10 月 5 日

内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。

<http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

平成28年9月16日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等果実について抜粋して掲載します。

第1 改正等の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬ジエトフェンカルブ、農薬テブコナゾール、農薬テプラロキシジム、農薬トリフロキシストロビン、農薬及び動物用医薬品フェノブカルブ、農薬フェンヘキサミド、農薬フルオピラム、農薬ベンチアバリカルブイソプロピルについて、食品中の残留基準値が設定されました。

第2 適用期日

公布日から適用されるものであること。ただし、別紙の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例によることができる（規制対象の変更により、規制が強化されるものを含む）。

第3 通知改正の内容及び運用上の注意

- 1 今回残留基準値を設定するアセトクロールとは、アセトクロール並びに塩基性条件下で EMA【2-エチル-6-メチルアニリン】及び HEMA【2-(1-ヒドロキシエチル)-6-メチルアニリン】に変換される代謝物をアセトクロールに換算したものの和とする。
- 2 今回残留基準値を設定するセフチオフルとは、セフチオフルをデスフロイルセフチオフルに換算したもの、デスフロイルセフチオフル及びジチオエリスリトールによりデスフロイルセフチオフルに変換される代謝物をデスフロイルセフチオフルに換算したものの和とする。
- 3 セフチオフルについては、食品、添加物等の規格基準第1食品の部A食品 一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の設定されていない食品については、本剤を含有するものではない。

- 4 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているテブコナゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- 5 「干しぶどう」に設定されているテブコナゾールの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- 6 今回残留基準値を設定するテプラロキシジムとは、農産物にあつてはテプラロキシジム及び酸化反応によりGP【3-ペルヒドロピラン-4-イルペンタン-1,5-二酸】又はOH-GP【3-ヒドロキシ-3-ペルヒドロピラン-4-イルペンタン-1,5-二酸】に変換される代謝物をテプラロキシジムに換算したものの和とし、畜産物にあつてはテプラロキシジム及び酸化反応によりGP、OH-GP又はGL【(3-オキソペルヒドロピラン-4-イル)ペンタン-1,5-二酸】に変換される代謝物をテプラロキシジムに換算したものの和とする。
- 7 今回残留基準値を設定するトリフロキシストロビンとは、農産物及び魚介類にあつてはトリフロキシストロビンのみとし、畜産物にあつてはトリフロキシストロビン及び代謝物B【(E,E)-メトキシイミノ-{2-[1-(3-トリフロロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル}-酢酸】をトリフロキシストロビンに換算したものの和とする。
- 8 「米ぬか」に設定されているトリフロキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「米ぬか」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「米（玄米をいう。）」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- 9 「精米」に設定されているトリフロキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「精米」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「米（玄米をいう。）」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- 10 「小麦ふすま」に設定されているトリフロキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- 11 「干しぶどう」に設定されているトリフロキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- 12 「干しぶどう」に設定されているフェンヘキサミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- 13 今回残留基準値を設定するフルオピラムとは、農産物にあつてはフルオピラムのみとし、畜産物にあつてはフルオピラム及び代謝物M21【2-(トリフルオロメチル)

ベンズアミド】をフルオピラムに換算したものの和とする。

- 1 4 「干しぶどう」に設定されているフルオピラムの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適又は不適を確認する。
- 1 5 今回残留基準値を設定するフルベンダゾールとは、牛、豚並びにその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及びその他の食用部分並びに乳については、フルベンダゾール及び代謝物 **R35475【(2-アミノ-1H-ベンズイミダゾール-5-イル)-(4-フルオロフェニル)-メタノン】** の和とし、鶏並びにその他の家きんの筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及びその他の食用部分並びに卵については、フルベンダゾールとする。
- 1 6 「あひる」、「七面鳥」、「その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）」及び「その他の家きん（あひるを除く。）」に設定されているフルベンダゾールの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の家きん」として残留基準値を設定する。
- 1 7 今回残留基準値を設定するフロルフェニコールとは、フロルフェニコール及び加水分解により代謝物 **FFNH2【(1R,2S)-1-(4-メチルスルホニルフェニル)-2-アミノ-3-フルオロ-1-プロパノール】** に変換される代謝物を代謝物 **FFNH2** に換算したものの和とする。
- 1 8 フロルフェニコールについては、食品、添加物等の規格基準第1食品の部A食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の設定されていない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

第4 その他法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬ジエトフェンカルブ、農薬テブコナゾール、農薬トリフロキシストロビン、農薬フェンヘキサミド及び農薬ベンチアバリカルブイソプロピルに係る適用拡大のための変更登録並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく動物用医薬品セフチオフル及び動物用医薬品フロルフェニコールを有効成分とする薬剤に係る承認事項の変更が農林水産省において行われます。なお、農薬アセトクロール、動物用医薬品セフチオフル、農薬テプラロキシジム、農薬トリフロキシストロビン、農薬フルオピラム、動物用医薬品フルベンダゾール及び動物用医薬品フロルフェニコールに係る試験法については、後日通知されます。

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000137159.pdf>

別紙1(果物、すいか、メロン類、まくわうりで今回の改正で記載のあったものを抜粋しています。)

ジエトフェンカルブ(殺菌剤)

| 食品名 | 残留基準値ppm | |
|-------------------|----------|-----|
| | 改正後※ | 改正前 |
| すいか | ○ | 5 |
| メロン類果実 | ○ | 5 |
| まくわうり | ● | 5 |
| みかん | ○ | 5 |
| なつみかんの果実全体 | ○ | 5 |
| レモン | ○ | 5 |
| オレンジ(ネーブルオレンジを含む) | ○ | 5 |
| グレープフルーツ | ○ | 5 |
| ライム | ○ | 5 |
| その他のかんきつ類果実 | ○ | 5 |
| りんご | ○ | 5 |
| 日本なし | ○ | 5 |
| 西洋なし | ○ | 5 |
| マルメロ | ● | 5 |
| びわ | ● | 5 |
| もも | ● | 5 |
| ネクタリン | ● | 5 |
| あんず(アプリコットを含む。) | ● | 5 |
| すもも(プルーンを含む。) | ● | 5 |
| うめ | ○ | 5 |
| おうとう(チェリーを含む。) | ● | 5 |
| いちご | ○ | 5 |
| ラズベリー | ● | 5 |
| ブラックベリー | ● | 5 |
| ブルーベリー | ● | 5 |
| クランベリー | ● | 5 |
| ハックルベリー | ● | 5 |
| その他のベリー類果実 | ● | 5 |
| ぶどう | ○ | 5 |
| かき | ○ | 5 |
| バナナ | ● | 0.1 |
| キウイ | ○ | 5 |
| パパイヤ | ● | 5 |
| アボカド | ● | 5 |
| パイナップル | ● | 5 |
| グアバ | ● | 5 |
| マンゴー | ● | 5 |
| パッションフルーツ | ● | 5 |
| なつめやし | ● | 5 |
| その他の果実 | ○ | 5 |

テブラロキシジム(除草剤)

| 食品名 | 残留基準値ppm | |
|--------------------|----------|------|
| | 改正後※ | 改正前 |
| すいか | ● | 0.05 |
| メロン類果実 | ● | 0.05 |
| まくわうり | ● | 0.05 |
| みかん | ● | 0.05 |
| なつみかんの果実全体 | ● | 0.05 |
| レモン | ● | 0.05 |
| オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) | ● | 0.05 |
| グレープフルーツ | ● | 0.05 |
| ライム | ● | 0.05 |
| その他のかんきつ類果実 | ● | 0.05 |
| りんご | ● | 0.05 |
| 日本なし | ● | 0.05 |
| 西洋なし | ● | 0.05 |
| マルメロ | ● | 0.05 |
| びわ | ● | 0.05 |
| もも | ● | 0.05 |
| ネクタリン | ● | 0.05 |
| あんず(アプリコットを含む。) | ● | 0.05 |
| すもも(プルーンを含む。) | ● | 0.05 |
| うめ | ● | 0.05 |
| おうとう(チェリーを含む。) | ● | 0.05 |
| いちご | ● | 0.05 |
| ラズベリー | ● | 0.05 |
| ブラックベリー | ● | 0.05 |
| ブルーベリー | ● | 0.05 |
| クランベリー | ● | 0.05 |
| ハックルベリー | ● | 0.05 |
| その他のベリー類果実 | ● | 0.05 |
| ぶどう | ● | 0.05 |
| かき | ● | 0.05 |
| バナナ | ● | 0.05 |
| キウイ | ● | 0.05 |
| パパイヤ | ● | 0.05 |
| アボカド | ● | 0.05 |
| パイナップル | ● | 0.05 |
| グアバ | ● | 0.05 |
| マンゴー | ● | 0.05 |
| なつめやし | ● | 0.05 |
| その他の果実 | ● | 0.05 |

テブコナゾール(殺菌剤)

| 食品名 | 残留基準値ppm | |
|-------------------|----------|-----|
| | 改正後※ | 改正前 |
| すいか | ○ | 0.1 |
| メロン類果実 | ○ | 0.1 |
| みかん | ○ | 0.2 |
| なつみかんの果実全体 | ○ | 5 |
| レモン | ○ | 5 |
| オレンジ(ネーブルオレンジを含む) | ○ | 5 |
| グレープフルーツ | ○ | 5 |
| ライム | ○ | 5 |
| その他のかんきつ類果実 | ○ | 5 |
| りんご | ○ | 1 |
| 日本なし | ○ | 5 |
| 西洋なし | ○ | 5 |
| マルメロ | ○ | 1 |

トリフロキシストロビン(殺菌剤)

| 食品名 | 残留基準値ppm | |
|--------------------|----------|-----|
| | 改正後※ | 改正前 |
| すいか | ○ | 0.3 |
| メロン類果実 | ○ | 0.3 |
| まくわうり | ○ | 0.3 |
| みかん | ○ | 0.1 |
| なつみかんの果実全体 | ○ | 3 |
| レモン | ○ | 3 |
| オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) | ○ | 3 |
| グレープフルーツ | ○ | 3 |
| ライム | ○ | 3 |
| その他のかんきつ類果実 | ○ | 3 |
| りんご | ○ | 3 |
| 日本なし | ○ | 5 |
| 西洋なし | ○ | 5 |
| マルメロ | ○ | 0.7 |
| びわ | ○ | 0.7 |
| もも | ○ | 0.2 |

トリフロキシストロビン(殺菌剤) つづき

| 食品名 | 残留基準値ppm | |
|-----------------|----------|------|
| | 改正後※ | 改正前 |
| ネクタリン | ○ 3 | 3 |
| あんず(アプリコットを含む。) | ○ 5 | 5 |
| すもも(プルーンを含む。) | ○ 3 | 3 |
| うめ | ○ 5 | 5 |
| おうとう(チェリーを含む。) | ○ 3 | 3 |
| いちご | ○ 1 | 0.2 |
| ブルーベリー | ○ 2 | |
| その他のベリー類果実 | ○ 2 | |
| ぶどう | ○ 5 | 5 |
| かき | ○ 1 | 1 |
| バナナ | ○ 0.5 | 0.5 |
| キウイ | ○ 0.02 | 0.02 |
| パパイヤ | ○ 0.7 | 0.7 |
| グアバ | ○ 0.05 | 0.05 |
| マンゴー | ○ 0.7 | 0.7 |
| パッションフルーツ | ○ 0.05 | 0.05 |
| その他の果実 | ○ 0.7 | 0.7 |

フェンヘキサミド(殺菌剤)

| 食品名 | 残留基準値ppm | |
|--------------------|----------|-----|
| | 改正後※ | 改正前 |
| みかん | ○ 0.5 | 0.5 |
| なつみかんの果実全体 | ○ 5 | 5 |
| レモン | ○ 5 | 5 |
| オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) | ○ 5 | 5 |
| グレープフルーツ | ○ 5 | 5 |
| ライム | ○ 5 | 5 |
| その他のかんきつ類果実 | ○ 5 | 5 |
| りんご | ○ 2 | |
| もも | ● 0.7 | 6 |
| ネクタリン | ○ 10 | 10 |
| あんず(アプリコットを含む。) | ○ 10 | 10 |
| すもも(プルーンを含む。) | ○ 1 | 1 |
| うめ | ○ 6 | 6 |
| おうとう(チェリーを含む。) | ○ 10 | 10 |
| いちご | ○ 10 | 10 |
| ラズベリー | ○ 15 | 15 |
| ブラックベリー | ○ 15 | 15 |
| ブルーベリー | ○ 5 | 5 |
| ハuckleベリー | ○ 5 | 5 |
| その他のベリー類果実 | ○ 15 | 15 |
| ぶどう | ○ 20 | 20 |
| その他の果実 | ○ 3 | 3 |

フェノブカルブ(殺虫剤)

| 食品名 | 残留基準値ppm | |
|--------------------|----------|-----|
| | 改正後※ | 改正前 |
| すいか | ○ 0.3 | 0.3 |
| メロン類果実 | ○ 0.3 | 0.3 |
| まくわうり | ● | 0.3 |
| みかん | ○ 0.3 | 0.3 |
| なつみかんの果実全体 | ● | 7.0 |
| レモン | ● | 7.0 |
| オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) | ● | 7.0 |
| グレープフルーツ | ● | 7.0 |
| ライム | ● | 7.0 |
| その他のかんきつ類果実 | ● | 7.0 |
| りんご | ● | 0.3 |
| 日本なし | ● | 0.3 |
| 西洋なし | ● | 0.3 |
| マルメロ | ● | 0.3 |
| びわ | ● | 0.3 |
| もも | ● | 0.3 |
| ネクタリン | ● | 0.3 |
| あんず(アプリコットを含む。) | ● | 0.3 |
| すもも(プルーンを含む。) | ● | 0.3 |
| うめ | ● | 0.3 |
| おうとう(チェリーを含む。) | ● | 0.3 |
| いちご | ○ 2 | 2.0 |
| ラズベリー | ● | 0.3 |
| ブラックベリー | ● | 0.3 |
| ブルーベリー | ● | 0.3 |
| クランベリー | ● | 0.3 |
| ハuckleベリー | ● | 0.3 |
| その他のベリー類果実 | ● | 0.3 |
| ぶどう | ● | 0.3 |
| かき | ● | 0.3 |
| バナナ | ● | 0.3 |
| キウイ | ● | 0.3 |
| パパイヤ | ● | 0.3 |
| アボカド | ● | 0.3 |
| パイナップル | ● | 0.3 |
| グアバ | ● | 0.3 |
| マンゴー | ● | 0.3 |
| なつめやし | ● | 0.3 |
| その他の果実 | ● | 0.3 |

フルオピラム(殺菌剤)

| 食品名 | 残留基準値ppm | |
|-----------------|----------|-----|
| | 改正後※ | 改正前 |
| りんご | ○ 1 | 0.3 |
| 日本なし | ○ 3 | 3 |
| 西洋なし | ○ 3 | 3 |
| マルメロ | ○ 0.5 | |
| もも | ○ 0.5 | 0.5 |
| ネクタリン | ○ 5 | 5 |
| あんず(アプリコットを含む。) | ○ 5 | |
| すもも(プルーンを含む。) | ○ 1 | 1 |
| うめ | ○ 5 | |
| おうとう(チェリーを含む。) | ○ 5 | 5 |
| いちご | ○ 5 | 2 |
| ラズベリー | ○ 3 | |
| ブラックベリー | ○ 3 | |
| ぶどう | ● 5 | 10 |
| バナナ | ○ 1 | 1 |

ベンチアバリカルブイソプロピル(殺菌剤)

| 食品名 | 残留基準値ppm | |
|--------------------|----------|------|
| | 改正後※ | 改正前 |
| すいか | ○ 0.05 | 0.05 |
| メロン類果実 | ○ 0.05 | 0.05 |
| みかん | ○ 0.1 | |
| なつみかんの果実全体 | ○ 1 | |
| レモン | ○ 1 | |
| オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) | ○ 1 | |
| グレープフルーツ | ○ 1 | |
| ライム | ○ 1 | |
| その他のかんきつ類果実 | ○ 1 | |
| いちご | ○ 2 | 2 |
| ぶどう | ○ 2 | 2 |
| その他の果実 | ○ 1 | 1 |

脚注

※○:平成28年9月16日適用(規制強化以外の品目)

●:平成29年3月16日適用(規制強化の品目)

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、セフトオフル及びフロルフェニコールについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参 考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

《行事報告》

- 9/2 食品に関するリスクコミュニケーション(川口常務理事傍聴)
- 9/6 食品安全委員会(川口常務理事傍聴)
- 9/6 南アフリカ大使館参事官及びアボカド生産・販売会社来会
- 9/7 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(川口常務理事傍聴)
- 9/13 国際植物防疫条約に関する国内連絡会(荻野事務局長出席)
- 9/14 南アフリカ大使館参事官来会
- 9/15 広報・食品衛生・植物防疫3部会開催
- 9/16 公認会計士監査
- 9/23 協会監事監査
- 9/28 食品安全委員会 農薬専門調査会幹事会(川口常務理事傍聴)